附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

○農林水産省令第七十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項第三号、第六十二条の四及び第六十五条第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、並びに漁業法及び水産資源保護法を実施するため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十八日　　農林水産大臣　西川　公也

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令

（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正）

第一条　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　削除」を「第四節　遠洋底びき網漁業（第三十条の二・第三十一条）」に改める。

第六条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　沖合底びき網漁業　船舶の推進機関の出力が別表第一の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないこと。ただし、次のいずれの基準にも適合する推進機関を有する船舶については、この限りでない。

イ　発電機関を兼ねるものであること。

ロ　別表第一の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないよう推進出力を制限する機器を備え付けていること。

ハ　ロの機器を停止することができないようにするための措置を採つていること。

二　以西底びき網漁業　船舶の推進機関の出力が一千三十キロワットを超えないこと。

第十一条の見出し中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「書換え交付」を「書換交付」に改める。

第十二条中「き損」を「毀損」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「附して」を「付して」に改める。

第十三条の見出し及び同条第一号中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条第四号中「又は」を「若しくは」に、「付けたとき」を「付け、又は同項の規定により付けた制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき」に改める。

第十四条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条第二項中「附して」を「付して」に改める。

第十六条第一項中「別表第一」を「別表第一の二」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（外国の法令の遵守）

第十六条の二　指定漁業者は、外国の領海又は排他的経済水域（ロシア連邦にあつては別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。第三十一条において同じ。）において操業する場合には、第五条の二第二項に規定する漁業に関する法令に相当する当該外国の法令を遵守しなければならない。

第三章第四節を次のように改める。

第四節　遠洋底びき網漁業

（信号符字を表示しない船舶の使用禁止）

第三十条の二　遠洋底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶（以下この条及び次条において「遠底船舶」という。）の船体の両げん側及び甲板上に、一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければ、当該遠底船舶を当該漁業に使用してはならない。

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十一条　遠底船舶の船長は、外国の領海又は排他的経済水域を当該遠底船舶により航行する場合には、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

第三十一条の五中「第十一号の項」を「の十一の項」に、「第十二号の項」を「の十二の項」に、「当該条約締約国」を「当該許可に係る当該条約締約国」に改める。

第六十九条の次に次の二条を加える。

（一定の漁具の使用禁止）

第六十九条の二　日本海べにずわいがに漁業者は、次に掲げる要件に適合する漁具以外の漁具を当該漁業に使用してはならない。

一　各連に装着する浮標のうち少なくとも一つに「べにずわい」の文字、当該許可に係る許可番号及び当該各連に付した個別の番号（以下この条において「連番号」という。）を表示した縦十八センチメートル以上、横十三センチメートル以上の大きさの札を付けること。

二　各連に装着する全ての浮標に当該許可に係る許可番号及び連番号を表示すること。

（一定の浮標の使用禁止）

第六十九条の三　日本海べにずわいがに漁業者は、海中へ任意に沈降させ、又は海上へ任意に浮上させることができる音波浮上式ブイその他の浮標を当該漁業に使用してはならない。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（外国の法令の遵守）

第七十五条の二　別表第五の下欄に掲げる者（指定漁業者を除く。）は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する場合には、第五条の二第二項に規定する漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

第七十六条の見出し中「立入禁止違反」を「立入禁止違反等」に改め、同条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

第百六条第一項第二号中「第二十一条第一項」を「第十九条第一項、第二十一条第一項」に改める。

第百七条第一号中「第六十条の二の二（第六十二条において準用する場合を含む。）」の下に「、第六十九条の三」を加え、同条第二号中「第十九条第一項、」を削る。

第百八条第一号中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を加え、「又は第六十九条第一項」を「、第六十九条第一項又は第六十九条の二」に改める。

別表第一を別表第一の二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第六条関係）

船舶の総トン数の区分		最高限度
新トン数	旧トン数	
十五トン以上四十一トン未満	十五トン以上三十トン未満	六百七十キロワット
四十一トン以上七十六トン未満	三十トン以上五十トン未満	七百四十キロワット
七十六トン以上九十六トン未満	五十トン以上六十五トン未満	九百六十キロワット
九十六トン以上百二十六トン未満	六十五トン以上八十五トン未満	一千三十キロワット